

平成26年度から悪質滞納者に対する

行政サービス制限条例が

スタートします (期限内納付にご協力ください)

町では、町税等を滞納し、納税について不誠実な方に対して行政サービスを制限することで、納税の公平性と町税等の徴収に対する町民の信頼を確保するため「大山町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置」が平成26年4月から始まります。

この条例により、すべての滞納者が制限を受けるわけではなく、納税意識が極めて悪質な方を対象に行政サービス等を制限するもので、納期内に納めている方や約束どおり分割納付をされている方などは、サービス等の制限を受けることはありません。

悪質滞納者とは

- ①再三にわたって督促状及び催告書を送付しても納税の意志を示さない者
- ②再三にわたって電話及び訪問をしても納税の意志を示さない者、また納税の約束をしておきながら何の連絡もしないで常に約束を破る者
- ③行政に対する不平・不満を理由に納税を拒否する者
- ④納税できる資力がありながら納税を拒否する者など

行政サービス制限対象事業等

住宅用太陽光発電システム補助、チャイルドシートの購入の補助、浄化槽設置補助、スマイル大山号の割引、タクシー助成、街なみ整備助成、電気式生ゴミ処理機の補助、移住定住化促進助成、放課後児童クラブの利用、農業経営基盤強化資金利子の助成、町有財産の貸付・売払い等、競争入札参加資格など

事情により、納付が困難な方は税務課へ、ご相談ください。

国民健康保険税 (普通徴収) の納期が変わります

国民健康保険税 (国保税) は、世帯主が国保の加入者であるなしにかかわらず、世帯主が納税義務者になります。また、世帯の国保加入者全員の国保税を合計して世帯主に課税するため、加入者の多い世帯では税額が大きくなります。

現行の納期 (4期) では家計への負担が大きいため、平成26年度から1期あたりの納付額を少なくし、納付しやすくするために、納期を8期に変更します。

なお、年金から保険税が天引きにより納付 (特別徴収) されている方は、現行どおり年金支給月の年6回で納めていただきます。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
変更前 (平成25年度まで)	1期		2期		3期			4期
変更後 (平成26年度から)	1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

◆問い合わせ先 税務課 ☎0859-54-5208